資料３

令和８年度高齢者福祉事業の概要について

市は持続可能な高齢者福祉サービスを実現するため、昨今の増大する介護等のニーズと限られた財源のバランスを取りながら、真に必要なサービスへ資源を重点配分する「効率化」と「重点化」に取り組むこととしました。

令和８年度からは、限られた財源の“選択と集中”を図り、本当に支援が必要な低所得者や重度要介護者に対する福祉サービスの充実へ転換を図ってまいります。

１　社会福祉協議会へ移管する事業

①　金婚祝賀事業
②　訪問理美容サービス事業
③　寝具洗濯乾燥サービス事業
④　寝たきり高齢者希望の旅事業
⑤　在宅介護者リフレッシュ事業
⑥　シニアクラブの事務局

２　拡充事業

①　通所型サービスＢ事業
　　対象者を介護認定を受けている人からすべての高齢者へ拡充
②　高齢者等日常生活サポート事業
　　対象者を高齢者のみの世帯から高齢者のみの世帯、日中独居者、障がい者に拡充
③　在宅医療・介護連携推進事業
　　在宅医療介護情報共有システムの導入

３　縮小事業

①　高齢者日常生活用具給付事業
　　支給対象（緊急通報装置・火災警報器・自動消火器）のうち自動消火器を除外
②　要介護者家庭介護者慰労金
　　支給対象者を要介護３以上の介護者から要介護４以上の介護者かつ住民税非課税者へ変更

４　廃止事業

①　高齢者福祉拠点事業
　　高齢者センター温浴施設廃止に伴う市内温泉施設優待券の配布を終了
②　敬老祝賀事業
　　白寿の方の祝賀訪問及び市内温泉施設優待券の配布を終了